

事業者の皆さまへのお願い

札幌市における感染拡大を抑え込むため、集中的な対策にご協力をお願いします。

○期間

11月7日(土)から11月27日(金)までの3週間

○区域

すすきの地区

(南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域)

○対象施設 ※詳細は裏面をご覧ください。

接待を伴う飲食店
(キャバレー、ホストクラブ等)

酒類提供を行う飲食店
(バー、ナイトクラブ等)

酒類提供を行うカラオケ店

酒類提供を行う料理店・食堂等
(居酒屋、ラーメン店、そば屋等)

○要請内容

営業時間を短縮

営業時間は
「午前5時から午後10時まで」

酒類提供時間を短縮

酒類提供時間は
「午前5時から午後10時まで」

新北海道スタイルに基づく対策を徹底

○協力支援金

1事業者あたり20万円

- 【主な条件】
- ・11月11日(水)から11月27日(金)までの全ての期間において要請に応じること。
 - ・新北海道スタイルに基づく対策を徹底すること。

※申請の受付開始は、11月28日(土)以降を予定 (詳細は後日公表)

【対象施設の例】

■接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店（主に酒類を提供）

オーセンティンクバー	ナイトクラブ
ガールズバー	ニュークラブ（ニュークラ）
カラオケスナック	バー
キャバレー	パブ
キャバレークラブ（キャバクラ）	フィリピンパブ
クラブ	ボーイズバー
ショーパブ	ホストクラブ
スナック	メンズパブ（メンパブ）
スポーツバー	ライブバー
ダーツバー	ラウンジ
ダンスクラブ	その他の接待を伴う飲食店
ダンスホール	その他の酒類提供を行う飲食店

■酒類提供を行うカラオケ店、酒類提供を行う料理店・食堂等（主に料理を提供）

居酒屋	中華料理店
おでん屋	定食屋
カラオケボックス	日本料理店
カレー店	ビヤホール
喫茶店・カフェ	ファミリーレストラン
食堂	焼き鳥屋
すき焼店	焼き肉・ジンギスカン店
すし店	パスタ店
ステーキ・ハンバーグ店	ラーメン店
そば・うどん店	その他の酒類提供を行うカラオケ店
大衆酒場	その他の酒類提供を行う料理店・食堂等

▶ 制度の詳細はホームページをご確認ください。

・ 札幌市ホームページ内

すすきの地区における営業時間短縮等の要請について

(https://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/jigyosha/susukino_yosei.html)



▶ お問い合わせ専用ダイヤル

土曜・日曜・祝日を含む毎日開設

開設時間 8：45～17：15

電話番号 011-211-2605